

## 志布志市電子入札運用規約

### (目的)

第1条 この規約は、市が電子情報処理組織（市の入札執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加者の使用に係る電子計算機（コンピュータ機器及びその周辺機器を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して行う入札（随意契約の相手方の選定を含む。以下「電子入札案件」という。）における事務取扱いについて、法令、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が入札に利用する電子情報処理組織で、かごしま県市町村電子入札システムのコンテンツである電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札システムを利用せずに書面で行う入札をいう。
- (4) 入札執行者 入札執行を所管する課長等をいう。
- (5) 電子入札システム責任者 市が電子入札システムの円滑な運用のために置く責任者をいう。

### (電子入札システムの利用者)

第3条 電子入札システムの利用者（以下「システム利用者」という。）は、次のいずれかの要綱の規定に基づく市長の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格を有すると認められた者で、第5条に規定する電子入札システムへの利用者登録を行っているものとする。

- (1) 志布志市建設工事入札参加資格審査及び指名基準等に関する要綱（平成18年志布志市告示第18号）
- (2) 志布志市物品の購入等に係る入札及び見積り参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第19号）

### (規約への同意)

第4条 システム利用者は、次条又は第6条の規定により電子入札システムへの利用者登録を行ったときは、市の条例及び規則並びにかごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約（以下「共通規約」という。）に従うほか、この規約の内容に同意したものとみなす。

### (電子証明書（ICカード）の利用者登録)

第5条 電子入札システムへの利用者登録をしようとする者は、共通規約に示

す電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札用電子証明書（ＩＣカード）届出書（様式第１号）を電子入札システム責任者に届け出なければならない。

なお、電子証明書（ＩＣカード）の名義は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは当該代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

- 2 特定共同企業体が電子入札をする場合は、当該特定共同企業体の代表構成員が利用者登録を行った電子証明書（ＩＣカード）を使用するものとする。
- 3 複数の名義の電子証明書（ＩＣカード）登録は、認めないものとする。ただし、電子証明書（ＩＣカード）の破損等に備えて、同一名義のカードを複数登録してもよいものとする。
- 4 システム利用者は、第１項の規定による届出後に電子証明書（ＩＣカード）の内容に異動を生じた場合は、直ちに電子入札用電子証明書（ＩＣカード）変更届出書（様式第２号）を電子入札システム責任者に提出し、電子証明書（ＩＣカード）情報の変更を行わなければならない。

なお、この変更を行わずに事実と異なる内容のまま電子入札をした場合、当該電子入札が無効となる場合がある。

- 5 電子入札システム責任者は、第１項の規定により、電子入札用電子証明書（ＩＣカード）届出書を受領後、その届出者に固有の利用者登録番号を付与して様式第３号により通知するものとする。

なお、利用者登録番号は、市において電子入札システムの運用上必要があると認めるときは、あらかじめ当該利用者に通知した上で、これを変更できるものとする。

- 6 システム利用者は、自己に付与された利用者登録番号を用いて、電子入札システムへの利用者登録を完了しなければならない。
- 7 システム利用者は、利用者登録の内容に異動を生じたときは、速やかに電子入札システムの機能を利用して利用者登録の内容を変更しなければならない。

（ＩＤ／パスワード発行申請）

第６条 入札等（随意契約を含む。）のうち、金額その他の条件により市が指定する少額物品の電子入札案件（以下「少額電子入札案件」という。）においては、前条の規定にかかわらず、ＩＤ／パスワードによる電子入札システムの利用を認めるものとする。少額電子入札案件の範囲については、別途定めるものとする。

- 2 電子入札システム責任者は、電子入札システム少額物品（ＩＤ／パスワード）利用申請書（様式第４号）を受領後、その申請者に固有のＩＤ／パスワ

ードを付与してこれを通知するものとする。

なお、ID／パスワードは、市において電子入札システムの運用上必要があると認めるときは、あらかじめ当該利用者に通知した上で、これを変更することができるものとする。

3 ID／パスワードを忘失し、又は紛失し、その再発行を求める者は、直ちに電子入札システム責任者に電子入札システム少額物品利用（ID／パスワード）再発行申請書（様式第5号）により申請し、ID／パスワードの再発行を受けなければならない。

4 ID／パスワードの利用者が、電子証明書（ICカード）の利用者登録を行った場合は、ID／パスワードを使用することができないものとし、当該利用者登録後の電子入札には電子証明書（ICカード）を使用するものとする。

（電子入札システムの利用方法）

第7条 システム利用者は、コアシステムが正常に動作する電子計算機及び電子証明書（ICカード）又はID／パスワード（以下「ICカード等」という。）を使用して、電子入札システムを利用するものとする。

2 システム利用者の使用する電子計算機及びICカード等を使用して行った行為は、全て当該利用者が行ったものとみなす。

なお、複数の電子証明書（ICカード）で利用者登録をしている場合、そのいずれかの電子証明書（ICカード）を使用して行った行為も全て当該利用者が行ったものとみなすものとする。

（電子入札システム利用の禁止事項）

第8条 次に掲げる行為は、これを禁止する。

(1) 事実と異なる情報が格納されている電子証明書（ICカード）を使用して電子入札をすること。

(2) 他人の利用者登録番号を用いて電子証明書（ICカード）の利用者登録を行い、電子入札をすること。

(3) 前2号のほか、電子入札システムを利用して市の入札手続を妨害すること。

2 前項の行為を行った者の入札は、原則として無効とする。

（案件登録）

第9条 入札執行者は、電子入札案件について入札方式、調達の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

なお、電子入札案件における日時は、電子入札システム上に表示される日付及び時刻を基準とし、次の項目を設定するものとする。

(1) 公告日（指名競争入札及び随意契約にあっては通知日）

- (2) 入札参加資格確認書締切日時（一般競争入札の場合のみとする。）
  - (3) 入札書受付開始日時（前2号の設定日時以降の日時）
  - (4) 入札書提出締切日時
  - (5) 開札日時及び場所
  - (6) その他入札に関する事務処理を行う日時及び期間
- 2 入札書受付開始日時から入札書提出締切日時までの期間（以下「入札書受付期間」という。）は、電子入札案件の入札参加者がシステムを操作するのに必要な時間を考慮し定めるものとし、公告等で入札参加者へ通知するものとする。
- 3 前項以外の入札に関する期間及び日時は、従来の書面による入札手続に準じて設定するものとする。
- 4 入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の9（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によるくじ引きについて、電子入札システムのくじ機能（以下「電子くじ」という。）を利用して実施するものとする。

（登録の日時変更等）

第10条 入札執行者は、電子入札案件の登録後、やむを得ない理由により登録した日時を変更し、又は電子入札を取り消す必要が生じたときは、直ちに電子入札システムに登録することにより、入札参加者に通知しなければならない。ただし、第14条に規定する紙入札参加者に対しては、電話、ファックス等の方法で通知するものとする。

（システム障害等の対応）

第11条 入札執行者は、電子入札システムの利用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用できない場合には、電子入札を中止し、紙入札に変更することができる。

- 2 前項の場合において、電話、ファックス等の方法で入札参加者に通知するものとする。

（電子入札の留意点）

第12条 電子入札の方法により提出される入札書は、入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーに到着しファイルに記録されたものを有効なものとする。

- 2 入札参加者は、電子入札システムから発行される入札書受付票により入札書の受付を確認しなければならない。

（紙入札参加申請）

第13条 入札参加者は、電子入札案件において、やむを得ない理由で電子入札できない場合には、入札執行者に紙入札参加申請書（様式第6号）を提出し、

- 当該入札を紙入札の方法で行うことについて承認を求めなければならない。
- 2 前項の申請は、原則として公告等で入札参加者へ通知している紙入札参加申請書受付日時までに行わなければならない。
  - 3 入札執行者は、第1項の規定により紙入札参加申請があった場合は、その理由が妥当と認められる場合に限り、受付をするものとする。
  - 4 紙入札参加承認後に、電子入札の方法による入札書を提出した場合は、紙入札の方法による入札書と電子入札の方法による入札書の双方を無効とする。  
(電子入札案件における紙入札の方法)

第14条 前条の規定により電子入札案件において紙入札の方法で参加することが認められた者は、入札書提出締切日時までに入札執行者が指定した場所へ従来の書面手続の方法により入札書を提出するものとする。ただし、志布志市契約規則（平成18年志布志市規則第39条）第15条第2項及び第25条第2項に規定する入札に参加する者が、やむを得ない理由で電子入札できない場合には、入札書提出締切日時の2時間前までに入札執行者が指定した場所へ入札書を持参するものとする。

- 2 電子入札案件に紙入札の方法で参加する者は、任意の3桁の数字をくじ番号とし、入札書に明記しなければならない。くじ番号の記載がない場合は、電子入札システムでランダムに生成した数字を当該入札書のくじ番号とする。  
(添付書類)

第15条 電子入札案件に電子入札の方法で参加する者が、工事費内訳書その他の添付書類を提出するときは、入札執行者が指定する電子データの形式で作成し、電子入札システムにおける添付ファイルとして入札執行者に送信するものとする。この添付書類に係る電子データの容量は、1メガバイトを超えないものとする。

なお、ファイルの圧縮については、認めないものとする。

提出する電子データは、入札公告等で特に指定がない場合、次の表のファイル形式によるものとする。

ファイル形式
PDFファイル
XPSファイル

ファイルサイズが1メガバイトを超えるものは、電子入札システムにおける添付ファイルとして送信するのではなく、媒体提出届（様式第8号）を添付し、入札執行者が指定する別の方法により提出するものとする。

なお、前条の規定により紙入札へ移行した入札参加者が提出する添付書類についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が特に書面によるべきことを指定し

た添付すべき書類があるときは、その書類を書面により作成の上、指定された期限までに持参し、又は入札執行者が指定する方法により提出するものとする。

- 3 工事内訳書その他の添付書類を電子データとして提出するときは、ウイルスチェックソフトの定義ファイルを最新の状態にした上でウイルスチェックを行い、ウイルスの感染がないことを確認した上で送信するものとする。入札執行者は、受信した添付ファイルにウイルス感染があることを発見した場合、当該ファイルを開封しないものとする。
- 4 入札執行者は、前3項の書類に不備又はウイルス感染があることを発見したときは、期限を定めて提出者に再提出を指示するものとする。この再提出期限までに再提出が行われなかった場合は、当該書類が提出されなかったものとみなす。

(入札の辞退等)

第16条 指名競争入札等（随意契約を含む。この項及び次項において同じ。）の電子入札案件に参加する者は、入札書提出締切日時までに辞退届を電子入札システムで提出することにより、当該案件の入札を辞退することができるものとする。

- 2 指名競争入札等の入札書提出締切日時までに入札書を提出しなかった者は、入札を辞退したものとみなす。
- 3 提出された入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。入札参加者は、入札書の提出後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなり、又は当該入札に係る契約の相手方となることができない事情が発生した場合は、直ちに入札執行者に申し出なければならないものとする。

(開札)

第17条 開札の事務は、あらかじめ定める開札日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせた上で行うものとする。ただし、電子入札の方法で参加した者のうち、開札の立会いを希望する者に対しては、その機会を確保するよう配慮するものとする。

なお、具体的な方法については、入札執行者が定めるものとする。

- 2 開札は、紙入札の者の入札書の金額及びくじ番号（入札書にくじ番号の記載がないとき又は3桁の数字以外のものが記載してあるときは、電子入札システムで自動生成される番号とする。）を電子入札システムに登録後、電子入札の者の入札書と併せて一括で行うものとし、開札結果に応じて、次により処理を進める。

(1) 落札対象者がある場合

開札の結果、落札対象者がある場合、入札執行者は落札者を決定し、通知しなければならない。落札結果については、電子入札の参加者へは電子入札システムで、紙入札の参加者のうち開札に立ち会わない者へは電話又はファクシミリ等の方法で通知して手続を終了する。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者は、直ちに令第167条の9（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

## (2) 落札対象者がいない場合

開札の結果、落札対象者がいない場合、入札執行者は、当該案件の処理について、再度の入札（再々度の入札を含む。）に付すか入札を打ち切るかを決定する。

再度の入札に付すこととした場合、入札執行者は、電子入札システムに再度の入札書の提出締切日時（原則として開札日時の翌日以降の日とする。）を登録し、入札参加者（再度の入札に参加できない者を除く。）にその旨を通知した上で、再度の入札に係る処理を開始するものとする。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては電話、ファックス等の方法で通知しなければならない。

また、入札を打ち切ることとした場合で、電子入札システムを使った不落随契（令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約をいう。）を行うときは、電子入札システムに必要事項を登録し、入札参加者にその旨を通知した上で、不落随契に係る処理を開始し、それ以外の場合には、電子入札システムに当該案件を取止め登録をして処理を終了するものとする。

## (3) 開札処理を中断して調査を実施する場合

令第167条の10第1項の規定に係る調査を行うとき、談合その他の不正行為があったと疑われるために所要の調査を行うべきときは、入札執行者は、電子入札システムに処理状況を登録した上で、落札者決定を保留し、入札参加者にその旨を通知して調査を開始するものとする。

また、その調査が終了したときは、開札処理を再開し、調査の結果に応じて、前2号のいずれかの方法により処理を終了するものとする。

## 3 入札執行者は、開札日時までに入札参加資格を失った者が提出した入札書がある場合は、当該入札書は開札せずに失格とする。

（開札状況の公表）

第18条 入札執行者は、電子入札案件の処理状況を随時、入札参加者が電子入札システムから確認できるようにするものとする。

(記録等の保存)

第19条 電子入札システムに係る送受信記録等、電子入札案件（第11条の規定により中止したものを除く。）に関する情報は、電子入札システムにおいて当該案件の開札に係る処理を完了した日から起算して2年間保存するものとする。

(契約)

第20条 電子入札をした者が落札した場合、落札決定後の契約手続については、従来の書面手続によるものとする。

(その他)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月14日から施行し、同日以後に入札を行う工事から適用する。

附 則

この規約は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月20日から施行する。